

法人経歴

名称	特定非営利活動法人 環境開発研究所
事務所	〒333-0833 埼玉県川口市西新井宿 1374
設立	平成 23 年 11 月 15 日 特定非営利活動法人認証 平成 29 年 8 月 2 日
理事	蛭田 裕也
活動の種類	環境の保全を図る活動 社会教育の推進を図る活動
事業の種類	建設発生土の再生利用に関する調査・研究開発・普及促進事業 建設発生土の再生利用についての情報提供事業

NPO法人 環境開発研究所

地球と暮らす。

NPO法人 環境開発研究所

〒333-0833
埼玉県川口市西新井宿 1374
電話：048-452-8264
FAX：048-452-8265

NPO法人 環境開発研究所

活動目的

現代社会では地球温暖化が進み温室効果ガスの削減が大きな問題となっています。その対策として日本においても資源化有効利用促進法等が定められ建設副産物の再生利用が注目されてきました。

しかし、完全な再生可能建設副産物による循環型社会には程遠いのが現状です。建設発生物最終処分地の数が減少し続け、建設副産物の再生品の存在が普及・周知していないために、路盤材や埋め戻し材に川砂や山砂・自然的土砂を使用している現場も民間工事では多々見られます。これにより森林伐採等によりさらに自然破壊が進むことが考えられます。

この問題に私たちは建設副産物の調査・研究を行い、建設副産物の再生利用が可能であるものについては積極的に使用することを促進し、周知を行う活動を通して完全な循環型社会を目指し地球環境保全の力になりたいと考えます。

高品質改良土品質管理基準

改良土は建設発生土の再生利用を目的とし、地盤の掘削等から発生する土砂を、セメント系、石灰系あるいはこれに類する添加剤により改良したもので、以下の規定を満たすこと。

- 1 無公害であること。
- 2 ゴミ、ガラ、有機物、産業廃棄物等の異物を含まないこと。
- 3 添加剤との発熱反応が終了していること。
- 4 品質は表1の基準値を満たすもの。
なお、基準値は発熱反応終了後の試料による、品質管理データの試験によって求めること。

表1

項目	埼玉県	東京都
最大粒径	40mm以下、20mm以下 または 10mm以下	40mm以下、13mm以下
CBR	6%以上※20%以下	3%以上※20%以下

CBRの基準値は、出荷時から30日間さかのぼった品質管理の個々の値が6%以上で、それらの平均値が20%以下とする。(※)平均値

- 5 プラントにおける品質管理基準は表2のとおりとする。

表2

管理項目	管理頻度
含水比・粒度・設計CBR・コーン指数	1日又は1,000㎡に 一回

- ① この基準は、土質改良土プラントで製造される埋戻し用改良土に適用する。
- ② 河川、湖沼、下水道等の公共用水域及び地下水に改良土からの溶出水が流入する恐れのある場合には、水質汚濁防止法による搬出基準のpHが5.8～8.6と定められているので、この基準に準拠し、覆土を施す等施工上の配慮を行うこと。